

さくらの里



令和7年3月1日発行 第199号



節分



2月は節分に豆まきを行いました。鬼ヶ島より箱の乗り物に乗って鬼の三兄弟が各階へ向かいます。「うおー！！」と勢いよく鬼が登場するとすぐに利用者さんは「鬼は外！！」「福は内！！」と元気な掛け声。容赦なく豆や玉を投げつけて鬼退治開始です。鬼も負けじと金棒を振りかざしますが、利用者さんの気迫と大量の豆には敵いません。たくさんの豆をぶつけられ、最後は鬼も「参った！」と白旗を上げて降参です。これでもう悪いことはできませんね。鬼退治をした後は鬼のお面をつけたり、仲良しになった鬼の三兄弟と記念撮影を行いました。今年一年分の健康と幸せを祈願し、楽しい笑顔いっぱいの節分行事ができました。

行事食

2月3日（月）施設の節分行事に合わせて、豆ご飯やイワシの梅煮、けんちん汁などを提供しました。節分料理を食べて、カいっばい豆を鬼に投げていました。



節分メニュー

- ・豆ご飯
- ・イワシの梅煮
- ・けんちん汁
- ・いんげんピーナツ和え
- ・煮豆

居宅介護支援事業所だより

介護保険の施設サービスには「介護老人福祉施設(特養)」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」があります。他にも高齢者向け施設は下図のような施設もございますのでご紹介いたします。

高齢者向け住まい・施設の概要

	①サービス付き 高齢者向け住宅	②有料老人ホーム	③養護老人ホーム	④軽費老人ホーム	⑤認知症高齢者 グループホーム
根拠法	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条	老人福祉法第20条の4	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	環境的、経済的に困窮した高齢者の入所施設	低所得高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	①入浴、排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかをする事業を行う施設	入居者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設	入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居
介護保険法上の類型	なし ※外部サービスを活用	特定施設入居者生活介護			認知症対応型 共同生活介護
主な設置主体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人	限定なし (営利法人中心)
対象者	次のいずれかに該当する 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者	要介護者/要支援者であって認知症である者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）

介護のことなら何でもご相談ください（相談無料・秘密厳守）

南東北三春居宅介護支援事業所（三春南東北リハビリテーション・ケアセンター内）
相談窓口：TEL 0247-61-2512（直通） 営業日：月曜日～土曜日、8時30分～17時



今月の出来事



【お知らせ】
当施設のホームページをリニューアルしました
広報誌やフォトギャラリー、行事食は
「日々の生活」からご覧いただけます
ぜひご覧ください

三春南東北 ホームページ



2階フロア



2階ではバレンタインデーに日頃の感謝を込めて、素敵なホットチョコレートの飲み物を作りました。チョコレートムースには、職員がお手伝いしてホイップクリームとカラフルなチョコレートのトッピングも添えました。いつもより豪華なおやつ時間に、皆さんとても満足そうに喜ばれていました。

3階フロア



3階のレクリエーションではハンドキャッチャーを使ってゲームをしました。箱の玉を掴み、自分のカゴに相手より多く入れた方が勝ちです。皆さん狙いを定めて巧みにハンドキャッチャーを動かしていました。取り終わって数えてみると、思った以上に上手に取れたという方がたくさんいました。多く取れたことに「そうかなー？」と照れ隠ししながらも笑顔が溢れていました。

通所リハビリ



通所リハビリは節分にちなんで、「豆掴みゲーム」を行いました。煎り豆を割りばしやスプーンを使って、何個お皿に移せるかを競うゲームです。滑りやすい豆を箸で掴むのは難しく、職員も一緒に挑戦してみましたがコツを掴むまでは時間がかかりました。利用者さんの中には手際よく10個以上移した方もいて、周りの利用者さんからは「おー、すごい！」と拍手と歓声が上がっていました。



ワンポイントアドバイス ～歯ブラシについて～

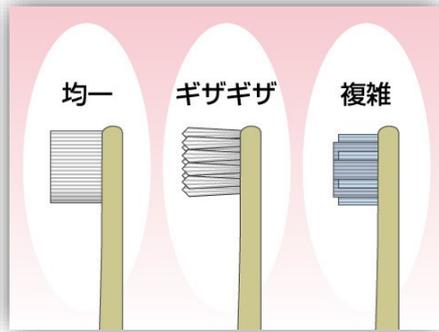


皆さん、歯ブラシはどのようなものをお使いですか？スーパーやドラッグストアの歯ブラシコーナーを見るとたくさんの種類がありどれがいいか悩みますよね。今回は歯ブラシ選びのポイントや交換時期などをお話したいと思います。

歯ブラシ選びのポイント

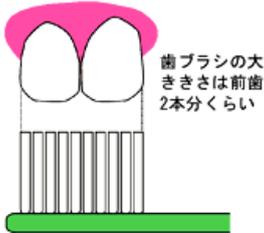
【歯ブラシの毛】

- ・まっすぐ
- ・ナイロン製
- ・固さは普通～やわらかめ



【大きさ】

- ・上の前歯2本分くらいのもの



歯ブラシ選びで一番大切なことは、自分に合ったもの・使いやすい物を使用することです。色々なものを試して自分に合ったものを見つけましょう。



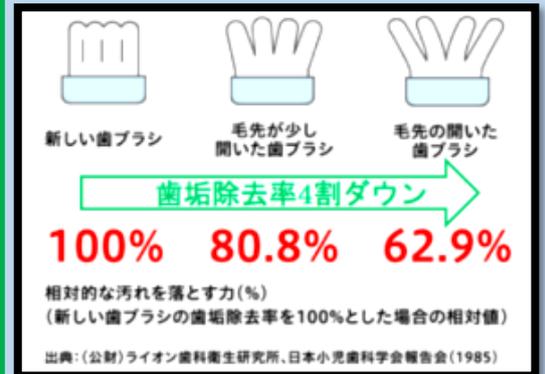
歯ブラシの交換時期の目安

歯ブラシの毛が開いたらすぐに交換しましょう。

毛が開いていなくても**約1ヶ月**を目安に交換することをお勧めします。

【なぜ1ヶ月で交換するのか】

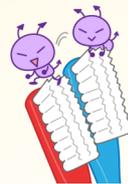
毛が開いていなくても、使用しているうちに毛の弾力性がなくなり、汚れを落とす効果が弱まります。



歯ブラシはばい菌が集まる場所！！

菌の好物は食べかすや汚れ、水分、湿度です。汚れたまま、濡れたままにしておくと菌の繁殖のスピードを早めます。使用したらしっかり洗浄し、水切りをするようにしましょう。また、お風呂場など湿度が高い所での保管は避けましょう。歯ブラシキャップを使用するときは、歯ブラシをよく乾燥させてから使用しましょう。

栄養
菌の好物
水分
温度
湿度



そして何よりも、使用した歯ブラシにはきれいに洗ったつもりでも細菌がたくさん残っています。ですから衛生面から考えても、**1ヶ月に1回**は歯ブラシを交換するのがよいでしょう。



一般財団法人脳神経疾患研究所 介護老人保健施設 三春南東北リハビリテーション・ケアセンター

〒963-7733 田村郡三春町大字山田字クルミヤツ3-3
代表Tel：0247-61-2511 Fax：0247-61-2522

<http://www.kaigo-miharu.com/>

【ダイヤルイン番号】(通所リハビリと相談室は8:30～17:00)
通所リハビリ：0247-61-5200 相談室：0247-61-5201
2階ステーション：0247-61-5203 3階ステーション：0247-61-5204
南東北三春居宅介護支援事業所：0247-61-2512